

京大タテカン訴訟ニュース

第3号 2022年3月28日

Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

第3回口頭弁論が開かれる

2022年2月22日14時30分から、京都地方裁判所101号法廷において、京大職組を原告、京都市および京都大学を被告とする損害賠償請求訴訟の第3回口頭弁論が開催されました。弁論では弁護団から、原告の主張を記した第4～第7「準備書面」の内容が陳述されました。

口頭弁論終了後、京都弁護士会館地下大ホールにて報告集会を開催し、今回の原告の主張内容や今後の見通しを紹介しました。会場でのご参加のほか、Zoomでのご参加も賜り、支援者のみなさまやご注目くださっている方々に厚く御礼申し上げます。

この後4月28日の弁護団会議を経て、次回の口頭弁論は、**2022年5月13日(金)14時00分**から京都地裁101号法廷で行われます。引き続き、ご注目とご支援をお願いします。

以下では、私たち原告側の今回の準備書面の内容を紹介させていただきます。

京大法人に対する主張

立看板規程の強行 第4準備書面は、京大法人の主張に対する反論です。

京大法人は本裁判で、京都市条例の解釈や京大立看板規程の内容について原告に説明したかのような嘘を述べ立てています。実際には、立看板規程は現時点に至るまで原告に交付すらされていません。条例の内容は、強制撤去後に原告が要求した団体交渉の場で初めて言及されましたが、京大法人は交渉の度に違うことを言い、最後には話し合いの余地はないとはねつけるに至りました。

憲法違反性 第5準備書面は、京大法人が京都市屋外広告物条例をどのように解釈した上で規制を行ったのかを、原告が団体交渉や質問状で何度も尋ねているにもかかわらず、これに答えようとしないうえ、現在に至るまで、恣意的で茫漠たる運用がなされている点を問題にしています。これは、公的性格の団体とさ

れている京大法人による、あいまいで不明確な人権制限であり、法の適正手続の要請に違反しています。

特に、条例は、憲法上の考慮に基づき、屋外広告物の設置主体が誰であるかによって、規制の内容を変えており、「労働組合」にも明文で言及しています。商業広告が厳しく規制されているところでも、労働組合が組合活動として屋外広告物を掲出する場合には、許可基準に適合している限りにおいて市長の許可は不要であるとされています。しかし、京大法人はキャンパス外周に設置されていた原告や学生の掲示の設置主体を大学法人と考えるのか原告や学生と考えるのかを明確にせず、自らの都合の良いようにごまかし続けています。

また、京大法人は、本部キャンパス全体の外周と、道路の向かい側の小さい1区画の外周とで、掲示できる屋外広告物の合計面積が同じだとして強制撤去を繰り返したのですが、そのような解釈は表現の自由に対する過度の制約となることが明らかです。

京都市に対する主張

「区画」とは何か 第6準備書面は、京都市が行っている規制の問題点を指摘しています。

京都市条例は屋外広告物について1「区画」ごとの面積制限を設けているのですが、「区画」とは何であるのかを定義していません。

京大本部キャンパス外周はいくつもの門で区切られ、敷地内では自動車や一般人の通行できる道路がそれらの門をつないでいます。また、エリアごとに学部・研究科などの「部局」による管理が行われ、建物ごとに管理責任者が違ってきます。

これらの道路に囲まれた部分が「区画」なのか、道路を無視して敷地全体が「区画」なのかは、法令上示されておらず、条例は不明確な規制を行っています。

過度の規制 さらに、仮に「区画」の定義が明確であったとしても、その外周の長さを問わず一律の面積制限を設けていることは、明らかに不合理な規制です。景観を保護しようとしているのですから、面積規

制は外周上の「距離」に応じたものでなければならないはず。これは算数の問題といえましょう。

行政指導の内容 また、そもそも市が京大に対して行ったとされる行政指導の内容は、文書開示請求に対してもなお秘匿されています。個人情報でも営業秘密でもないのですから、明らかにされる必要があります。

規制根拠を答えよ

面積制限の内容 第7準備書面は、被告らがごまかしている点を明らかにするよう求めるものです。まず、京都市条例では、「屋外広告物」「管理用屋外広告物」「案内用屋外広告物」「自家用屋外広告物」「建築物等定着型屋外広告物」「独立型屋外広告物」などが区別され、一定の範囲で面積制限の合計から控除されるものもあります。しかし、京大本部キャンパス外周の掲示のうち、どれがどの区分に該当するのかについて、原告に対する被告らの説明は変遷しており、本当に条例の制限が撤去の根拠となっていたのかは疑問です。たとえば、2回目の撤去の際、今出川通り沿いの学生のタテカンはずでに皆無となっていて、原告の掲示ボード1枚だけが出された状態でしたが、これが条例違反なのでしょうか。

11月祭のタテカン また、ご覧になった方々もおられるかと思いますが、京大生の企画・運営する大学祭である2021年秋の11月祭（オンライン開催）に際しては、今出川通りに向けてタテカン掲示のための枠が設営され、20㎡を超えるタテカンが出されました。（前回の本ニュースに写真を載せました）これは現在の京都大学立看板規程で認められていることですが、立看板規程の制定当初はそうではありませんでした。現在の規程ではこのほかに、学生団体（非公認も含む）

が新入生歓迎の活動を行う時期についても、合計面積の制限なくタテカンの掲示が認められています。

これに対し、原告には1㎡の掲示も認められていません。つまり京大法人は、時期の限定はあるものの学生のタテカンについて合計面積の制限なく掲示を認め、原告に対しては2㎡未満の掲示1枚すら許容せず撤去しているのです。条例の面積制限について、また、条例上明示的に特別扱いの対象とされている労働組合について、京大法人のとっている態度には合理性がうかがえません。

今後の見通し これらの原告の反論に照らせば明らかなおと、被告側は自らの行動が不当であったことを認めざるを得ない状態に追い詰められていると思われ。そのため、今回の口頭弁論の最後に、京大法人の代理人弁護士は、原告からの質問に答える価値がないから答えないとする可能性もあると述べました。負け惜しみではないでしょうか。特に最後の点について答える価値がないはずはありません。答えられないから答えないとするほかないでしょう。

あるいは、被告がこれまでの準備書面で行ってきたように、原告・被告双方が合意の上録音を保持している団体交渉での情報（原告の掲示ボードは労使慣行として確立していたとする京大理事の発言）まで平然と否定して真っ赤な嘘を述べ立てるのと同様のことがまた行われるのかもしれない。

いずれにしても、被告らによる逃げ隠れやごまかし、嘘による時間の引き延ばしに対しては、厳しい態度で臨まなければなりません。そのためには、原告の私たち以外の周りの方々の目も重要になってきます。ぜひ、引き続いてのご注目と応援をよろしくお願いいたします。

（文責・クラウドファンディングプロジェクト代表
副委員長 高山佳奈子）



▲ 京大職組撮影（2019年）博物館の看板と垂れ幕 ▶

